

羽曳野市男女共同参画推進条例（平成 25 年羽曳野市条例第 35 号）＜抜粋＞

（男女共同参画推進審議会）

第 18 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する市長の附属機関として、男女共同参画の推進等に関する事項について調査し、審議するため、羽曳野市男女共同参画推進審議会を置く。